

学生の応急処置費負担に関する内規

平成17年4月1日

(目的)

第1条 この内規は、本学の管理下において発生した本学学生の負傷・急病（以下「負傷等」という。）について、本学保健室及び学生相談室で応急処置を講じ難いため、当該学生が最寄りの医療機関においてその処置を受けた場合に、その費用の一部又は全部を本学が負担することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本学が応急処置費を負担する負傷等は、本学の管理下において発生したものに限る。

ただし、次の各号に該当するものを除く。

- (1) あらかじめ病気にかかっていたため、その結果として生じた負傷等
- (2) 本人の故意又は過失により生じた負傷等

2 前項に規定する本学の管理下とは、次の各号に掲げる場合をいう。

- (1) 本学の授業時間中及び休憩時間中
- (2) 本学が承認した課外活動中
- (3) 本学行事中

(負担額の範囲)

第3条 本学が負担する応急処置費は、次に掲げる療養に要する費用とする。ただし、応急処置を受けた当日の費用に限る。

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療

2 前項に掲げる療養に要する費用は、健康保険法（大正2年法律第70号）の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和33年厚生省告示第177号）により算出した額のうち本人負担額とする。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この方法によらず、その都度、学生センター長が認めた方法によることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により自動車を借り上げた場合には、往路分の料金に限りこれを負担する。

(請求手続)

第4条 この内規に基づいて、応急処置費を請求しようとする者は、事故発生後1か月以内に、次の各号に掲げる書類を整え、学生センター長あて提出するものとする。

- (1) 応急処置費請求書（様式第1号）
- (2) 負傷等発生調書（様式第2号）
- (3) 応急処置を受けた医療機関の領収書又はその写し
- (4) 自動車を借り上げた場合はその領収書又はその写し

(審査)

第5条

学生センター長は前条の規定により提出された関係書類を受理した後、速やかに当該事例がこの内規の適用範囲内にあるかどうかを審査し、本学の負担額を決定するものとする。

(実施細目)

第6条 この内規の実施に関し、必要な事項は、学生センター長が別に定める。

附 則

1 この内規は、平成17年4月1日から適用する。

2 公立大学法人大阪府立大学定款附則第2項に規定する大学の学生についても、この内規を準用する。